新　旧　対　照　表

現　行	改　正　案
（公民館運営審議会） 第４条　（略） ２　審議会委員の定数は、１０人以内とする。 (1) (2) (3) (4) ３　（略）	（公民館運営審議会） 第４条　（略） ２　審議会委員の定数は１０人以内とし、当該委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱するものとする。 (1)　学校教育及び社会教育の関係者 (2)　家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3)　学識経験のある者 (4)　公募による市民 ３　（略）